

令和 8 年度
(2026 年度)

第 1 回
高崎市国民健康保険事業の
運営に関する協議会会議録

令和 8 年 7 月 3 0 日開催

高崎市市民部保険年金課

令和 8 年度高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会会議録（第 1 回）

1 日 時 令和 8 年 7 月 3 0 日（木曜日）午後 2 時 0 0 分から

2 場 所 高崎市役所 3 階 第 3 1 会議室

3 議 事

（1）高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会副会長の選出について

（2）報告事項

- ①令和 7 年度（2 0 2 5 年度）高崎市国民健康保険事業特別会計決算見込について
- ②国民健康保険資格確認書等の交付状況について
- ③特定健康診査（特定健診）・特定保健指導受診者等の状況について
- ④人間ドックの受診者の状況について
- ⑤保養施設利用助成実績について

出席委員

- ・被保険者代表 岡田 恵子・中村 真由美・山木 裕子・安原 ひとみ
- ・保険医又は保険薬剤師代表 有賀 長規・谷内 晴夫・山本 敬之
- ・公益代表 横田 卓也・丸山 覚・小川 ゆみ子
- ・被用者保険等保険者代表 星野 浩一・関根 智子

欠席委員

小田澤 道子・今井 隆（被保険者代表）
岡本 克実・林 信義・高井 弘美（保険医又は保険薬剤師代表）
大竹 隆一・青木 和也・時田 裕之（公益代表）
崎谷 省吾（被用者保険等保険者代表）

保険者代表 会議に参加したもの

市民部長・保険年金課長・財政課長・納税課長・健康課長
倉渕支所市民福祉課長・箕郷支所市民福祉課長
新町支所市民福祉課長・榛名支所市民福祉課長
吉井支所市民福祉課長
保険年金課国保担当係長 2 名・保険年金課資格賦課担当係長 2 名
保険年金課医療給付担当係長 2 名・納税課滞納整理担当係長・健康課管理担当係長

事務担当

保険年金課庶務担当係長・庶務担当主任主事 2 名・庶務担当主事 1 名

(事務局：司会)

それでは、次第の5「議事」に移ります。

議事の進行につきましては、協議会規則第5条第1項の規定により、会長が会議の議長になることとなっておりますので、横田会長に議事を進めていただきたいと存じます。

横田会長、よろしくお願いいたします。

(議長)

はい。それでは、議事を進行していきたいと思います。

まずは、諸般の報告をいたします。本日は、小田澤委員、今井委員、岡本委員、林委員、高井委員、大竹委員、時田委員、崎谷委員から、都合により欠席する旨のご連絡を受け取っております。青木委員は、ただいまのところご出席がないということをご報告させていただきます。

本協議会につきましては、「高崎市情報公開条例」に基づき、「公開」としております。また、会議開催の事前公表につきましては、7月の広報高崎に掲載するとともに、高崎市ホームページにて周知を行っておりますので、ご承知おきください。

次に、本日の会議録署名委員ですが、保険医、又は保険薬剤師代表で、高崎市薬剤師会会長の山本委員と、公益代表の丸山委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事の(1)「高崎市国民健康保険事業の運営に関する協議会副会長の選出について」に入ります。副会長の柄沢委員が委員を退任されましたので、改めて副会長の選出をいたします。選出につきましてご説明を申し上げます。資料の10ページをご参照ください。本協議会の規則になります。副会長につきましては第4条で定められておりまして、会長及び副会長を各1名置くことと規定されております。選出方法でございしますが、従来の方法を申し上げますと、公益を代表する委員で協議して決定し、それを委員の皆様方にご承認いただく形としております。今回も、従来どおりの方法でよろしいかどうかをお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

<異議なし>

(議長)

ありがとうございます。皆様方のご了解をいただきましたので、選出方法については、公益を代表する委員で協議をさせていただく、従来どおりの方法で行うことといたします。本来であればここで、少々時間をいただきまして協議をさせていただくところですが、事前に協議をさせていただいておりますので、私から協議結果をご報告させていただきたいと思います。副会長は、本日は別公務で欠席されておりますが、大竹隆一委員にお願いしたいと思います。ご承認いただける場合は、拍手をお願いいたします。

<拍手>

(議長)

ありがとうございます。それでは副会長を大竹委員にお願いいたします。副会長

が選出されましたので、議事の（１）はこれにて終結とさせていただきます。

続きまして、議事（２）の報告事項に入りたいと思います。 本日は報告が５件ございます。

はじめに、報告事項①「令和７年度高崎市国民健康保険事業特別会計決算見込について」です。 事務局より説明をお願いいたします。

（保険年金課長）

保険年金課長の小此木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。説明が少し長くなりますので、着座にて失礼いたします。

それでは、報告事項①「令和７年度高崎市国民健康保険事業特別会計決算見込」につきましてご説明いたします。

資料の１ページをご覧ください。

この表は、「令和７年度決算見込額」と「令和６年度決算額」を比較したものでございまして、上段が「歳入」、下段が「歳出」を記載しております。また、１枚おめくりいただいた２ページと３ページには「歳入」・「歳出」それぞれの項目の説明を記載しております。 それでは、内容の説明に入らせていただきます。

２ページをご覧ください。

歳入の区分１「国民健康保険税」でございます。 令和７年度の決算見込額は６３億８，０４４万円、昨年度に比べ３，４６３万４千円、率にしますと約０．５４％の減となりました。

ここで４ページの「被保険者数・療養費等に関する調べ」をご覧ください。 表の上段に記載の「被保険者数」の令和７年度は６３，６４１人であり、前年度に比べ２，７９４人、約４．２％減少しております。

また、下段の「国保税」の「１人当たりの調定額」については、約３．５％増加しております。 主な要因としては、賃金の上昇等による課税所得の増加が考えられております。

このような状況から、減額の要因としては１人当たりの調定額は増加したものの、昨年度に引き続き後期高齢者医療制度への移行や、被用者保険の適用拡大の影響による被保険者の減少により、全体の調定額が減額したことが考えられます。

また２ページにお戻りください。

続きまして、区分３「国庫支出金」でございます。 決算見込額は６０７万３千円でございます。 前年度に比べ１，１２１万３千円の減となりました。

子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、令和８年度から開始されました子ども・子育て支援金制度にかかるシステム改修費の国庫補助金となっております。

なお、令和６年度に全被保険者に加入者情報のお知らせとして、個人番号の下４桁通知を発送したことにより交付されていた「社会保障・税番号制度システム整備費等補助金」分の減少額が大きかったことから、全体としては減額となっております。

続きまして、区分４「県支出金」でございます。 まずは「普通交付金」でございますが、これは保険給付の実績に応じて、その全額が群馬県から交付されるものでござ

いまして、231億1,779万2千円。前年度に比べ5億1,325万5千円の減額となりました。主な減額の要因でございますが、療養給付費等が減少したことに伴い、当該保険給付費の財源として全額が交付される普通交付金収入も減額したものでございます。

次に「特別交付金」でございます。これは本市の受診傾向や、その他特別事情、運営努力などに応じた交付金でございます。決算見込額は6億8,518万8千円となりました。

続きまして、区分5「財産収入」でございます。こちらは国民健康保険基金の利子収入でございます。428万5千円となりました。

続きまして、区分6「繰入金」でございます。

まず「保険基盤安定繰入金」でございますが、国民健康保険の構造的に税負担能力の低い加入者の割合が高いことに鑑み、財政基盤の強化を図るために創設された繰入金でございます。国保税の軽減措置の減額分の補填、及び低所得者数に応じて国・県・市が支援しているものでございます。

決算見込額につきましては、16億6,325万3千円、前年度に比べて2,198万8千円、率にしますと約1.3%の減となりました。これは主に被保険者数の減少に伴うものでございます。

次に「一般会計繰入金」でございます。

これは繰入のルールに基づいた事務費等の繰入金でございます。前年度とほぼ同額の6億7,805万円となりました。

内訳でございますが、「未就学児均等割保険税軽減分繰入金」が1,378万5千円、これは未就学児にかかる均等割額の5割軽減に対する繰入金でございます。減額相当額を国・県・市の公費で負担するものでございます。

次に「産前産後保険税繰入金」でございます。

こちらは子育て世代への経済的負担軽減等の観点から、令和6年1月から新設された産前産後期間の均等割及び所得割の軽減に対する繰入金でございます。減額相当額を国・県・市で負担するものです。令和7年度は392万1千円となっています。

また、「福祉波及分繰入金」が7,273万1千円、これは母子や父子、障害者等に対する福祉医療費制度を現物給付方式で実施していることに対する国庫負担金の減額調整措置、いわゆる「福祉ペナルティ」に対する繰入金でございます。

「出産育児一時金繰入金」は支払実績に基づく繰入金でございます。4,426万1千円、「職員給与費等繰入金」は、主に総務管理費や徴税費等の事務費に対する繰入金でございます。4億3,789万2千円、「財政安定化支援事業繰入金」は、国保の構造上、高齢者が特に多いことにより、保険給付費が増加するなど保険者の責に帰することができない特別な事情を考慮した繰入金でございます。1億546万円を繰り入れております。

次に「基金繰入金」でございます。

「基金繰入金」は県に納める国保事業費納付金や本市の保健事業などに要する費用について、保険税収入等だけでは賄えない分を補填するため、「国民健康保険基金」を活用させていただくものでございます。

決算見込額は11億3,125万2千円、前年度に比べますと1億2,323万5千円の増となっております。

続きまして、区分7「繰越金」でございます。

これは前年度決算からの繰越金でございます。9,985万4千円を令和7年度に算入したものでございます。前年度と比べると3,221万円の減となっております。

続きまして、区分8「諸収入」でございます。

「諸収入」は延滞金、第三者求償に係る国保連からの収入である「第三者納付金」、不当利得等に伴う「返納金」等の収入、並びに前年度に交付された「普通交付金の精算金」の収入でございます。合計で1億5,160万1千円となっており、前年度比べると870万8千円の増額となりました。

以上を合計いたしますと、令和7年度の「歳入合計」は339億1,792万4千円となり、前年度に比べ4億8,698万3千円、率にしますと約1.4%の減となりました。

歳入の説明は以上となります。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。3ページをご覧ください。

まずはじめに、区分1「総務費」でございます。総務費は職員人件費等の事業全般の運営にかかる費用を計上している「総務管理費」、国民健康保険税の賦課及び徴収にかかる経費を計上している「徴税費」、それと、本協議会の運営にかかる経費を計上している「運営協議会費」で構成されております。

令和7年度の決算見込額でございますが、総務費合計で4億6,014万6千円となっております。前年度比では2,874万円の減となりました。主な要因としては、令和6年度の「電算事務負担金」が、基幹情報システム端末機器等の更新に伴う備品購入費等のため一時的に増額となっていたものが減少したことによるものでございます。

さらに「役務費」については、歳入3款 国庫支出金でご説明させていただきましたが、令和6年度に加入者情報のお知らせを全被保険者へ発送した郵便料等が減額となったことによるものでございます。

続きまして区分2「保険給付費」でございます。

保険給付費は表のとおり、「療養給付費」から「傷病手当金」までの給付関連の費用で構成されておまして、決算見込額は、総額で231億4,344万1千円となり、前年度比では5億1,721万4千円、率にしますと2.2%の減となりました。

ここでまた、ページをおめくりいただいて4ページをご覧ください。先にご説明したとおり、被保険者数は年度平均で約2,800人、約4.2%減少しておりますが、1人当たりの医療費が被保険者の高齢化などにより年々増加傾向にあり、令和7年度においては、前年度と比較しまして約2.2%増加しております。このような状況から、結果として保険給付費の減少が小幅となったものと考えております。

それでは、保険給付費の内訳につきましてご説明いたしますので、また3ページにお戻りください。

まずは「療養給付費」でございます。これは被保険者が保険医療機関等を受診した際の医療費から自己負担分を除いた本市国保が負担している医療費でございます。196億1,414万3千円、4億8,343万9千円の減となりました。

次に「療養費」でございます。

これは、諸事情により保険証を使わずに治療を受けた場合や、治療用装具を購入したときなど、いったん全額を自己負担した場合の、自己負担分以外の費用を支給するものでございまして、1億6,155万1千円となりました。

次に「審査支払手数料」でございます。

これは、群馬県国保連合会に委託している診療報酬の審査支払い、及び電算処理にかかる手数料等でございます。6,692万2千円となりました。前年度に比べ296万6千円減少しております。

次に「高額療養費」でございます。

これは、医療費の自己負担額が限度額を超えた場合に、その超過額を本人に支給、もしくは群馬県国保連合会を通じて医療機関に支払っているものでございまして、32億1,047万円となりました。

次に「高額介護合算療養費」でございます。

これは、同じ世帯に介護保険の受給者がいる場合で、医療保険と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えた場合に支給されるものでございまして、285万6千円となりました。

次に「出産育児一時金」でございます。

これは、被保険者が出産した際に50万円を上限に支給するものでございまして、令和7年度の支給件数は133件、6,644万9千円となりました。

次に「葬祭費」でございます。

これは、被保険者が死亡したときに喪主に対して5万円を支給するものでございまして、令和7年度の支給件数は421件、2,105万円となりました。

なお、これまで説明いたしました保険給付費の「療養給付費」から「葬祭費」までは、審査支払手数料の一部を除き、歳入の区分4「普通交付金」によりその実績額の全額が群馬県から本市に交付されております。以上が区分2「保険給付費」の説明でございます。

続きまして、区分3「国民健康保険事業費納付金」でございます。

この納付金は、群馬県において国が示す基準に基づき算定するものでございまして、県全体の保険給付費、後期高齢者支援金等、及び介護納付金を推計し、市町村ごとに所得水準等を勘案して、納付金額が決定されます。

決算見込額でございますが、95億7,380万2千円となっており、前年度と比べますと8,671万1千円の減、率としては0.9%の減少となっております。

平均被保険者数による1人当たりの納付金は、医療給付費分で約101,676円、前年比5.2%の増、また後期高齢者支援金等分では約36,591円、0.9%の増となっており、納付金全体額は減少しておりますが、1人当たりの納付金総額は増加しております。

続きまして区分4「保健事業費」でございます。

これは、特定健診及び特定保健指導に関する事業や、医療費通知の発送、また人間ドックの受診や保養施設の利用に対する助成などに関する費用でございます。全体で2億7,722万3千円となっており、前年度と比べまして246万4千円、率にしますと約0.9%の減となりました。

それでは個々の事業の決算見込みにつきましてご説明いたします。

なお、事業実績等の詳細につきましてはこの後の報告事項③から⑤でご説明いたします。

まずは「特定健康診査等事業費」でございます。

これは40歳から74歳までの被保険者を対象とした生活習慣病予防のための「特定健康診査」に関する費用と、その健診の結果、支援対象となった人に対する「特定保健指導」の実施に関する費用でございます。1億8,039万1千円ありました。前年度に比べますと181万8千円、率にしますと約1%の増額となっております。

次に「保健衛生普及経費」でございます。

これは医療費の抑制を図るため「ジェネリック医薬品の利用勧奨」や、被保険者の健康増進を図るための「保養施設利用料の助成」などに関する費用でございます。865万1千円となりました。前年度と比べますと168万7千円の減額となっております。

次に「疾病予防費」でございます。

これは被保険者の健康維持や健康増進に資するため、また疾病の早期発見を目的に実施している「人間ドック」の受診に対する助成費用でございます。8,818万1千円となりました。前年度と比較しまして259万5千円の減額となりました。

続きまして区分5「基金積立金」でございます。

これは「利子収入」を国民健康保険基金に積み立てたものでございまして、428万5千円となっております。

最後に、区分7「諸支出金」でございます。

これは「国民健康保険税の還付金」及び「普通交付金の返還金」等でございます。1億1,124万7千円、前年度と比較しまして107万円の減となりました。

以上を合計いたしますと、令和7年度の「歳出合計」は335億7,014万4千円となり、前年度に比べ6億3,490万9千円、率にしますと約1.9%の減額を見込んでおります。

以上説明させていただいた令和7年度の「歳入」から「歳出」を差し引いた決算剰余金の額は3億4,778万円となり、このうち国・県への返還金や過年度還付金等の支払いに必要と見込まれる額1億3,778万円を令和8年度に繰り越し、残りの2億1千万円は国民健康保険基金に積み立てを行います。

令和7年度決算見込の説明は以上でございます。

続きまして、資料の4ページの「被保険者数・療養諸費等に関する調べ」をご覧ください。それと、本日机上に配付させていただきました「追加資料」を一緒にご覧いただければと思います。ここからは、被保険者数と療養諸費、保険税、この3点についてここ5年間の推移をご説明させていただきます。

まずはじめに表の上段「被保険者数」でございますが、表に記載のとおり年々減少しておりまして、令和7年度は年間平均で63,641人、世帯数では43,505世帯でございました。

「追加資料」の1ページ上段のグラフのとおり、「被保険者数」、「世帯数」とともに年々

減少している状況でございます。

次に、下段のグラフをご覧ください。

これは65歳で年齢を区切って被保険者数をグラフにしたものでございます。塗りつぶしの棒グラフ「65歳未満の被保険者数」を見ますと、令和3年度において40,971人でした被保険者数が、令和7年度では36,136人となっており、4,835人の減少、率にしますと約11.8%減少している状況となっております。また、斜線の棒グラフ「65歳以上の被保険者数」は、令和3年度において35,146人だった被保険者数が、令和7年度では27,505人となり、7,641人の減少、率にしますと約21.7%の減少となっております。

被保険者の少子高齢化、及び被用者保険の適用拡大等により、全体的に減少傾向にあるといった状況でございます。

続きまして、「療養諸費」についてご説明いたします。

元の資料の4ページの表の中段をご覧ください。

療養諸費の金額でございますが、これは「療養給付費」、「療養費」、「高額療養費」、「高額介護合算医療費」の合計額でございます。表に記載のとおり、令和7年度は229億8,902万円となりまして、総額を被保険者数で割った1人当たりの費用額は36万1,230円となりました。ここで追加で配付させていただきました資料の2ページをご覧ください。

上段のグラフ「(2)療養諸費」は、これらをグラフにしたものでございます。このグラフを見ますと、療養諸費総額は減少傾向にあるものの、1人当たりの費用額が増加傾向であるため、被保険者数の減少幅と比べますと、それほど大きくはなっていない状況となっております。

次に、下段のグラフをご覧ください。

これは1人当たりの療養諸費を65歳未満と以上でそれぞれ分けてグラフにしたものでございます。このグラフを見ますと、どちらの年代とも若干の変動はあるものの、1人当たりの療養諸費は概ね年々増加傾向にあります。

続きまして、「国保税」につきましてご説明いたします。元の資料の4ページをご覧ください。4ページの下段の表に記載のとおり、令和7年度の医療給付費分の現年分の調定額は44億543万円となっており、総額を被保険者数で割った1人当たりの調定額は6万9,223円となりました。令和6年度と比較して3.5%増となっております。

「追加資料」の3ページをご覧ください。上段のグラフ「(3)国保税」及び下段のグラフ【参考資料①】は、これらをグラフに表したものでございます。

このグラフを見ますと、令和4年度の税率引き下げにより1人当たりの負担額が抑えられておりましたが、令和6年度以降、課税所得の増により1人当たりの調定額が増加していることがお分かりいただけるかと思えます。

次に、追加資料を1枚おめくりいただいた4ページ【参考資料②】のグラフをご覧ください。

これは医療給付費分の低所得者軽減世帯数と限度額超過世帯数をグラフにしたものでございます。

棒グラフで示しております軽減世帯数でございますが、年々減少傾向にあります。これは被保険者数の減少に伴うものと考えております。

また、折れ線グラフで示しております限度額超過世帯数は、令和４年度の税率引き下げにより減少しましたが、その後は大きな変動はございません。課税所得が年々増加しておりますが、それと同様に課税限度額も引き上げられているからと考えております。

以上、誠に簡単ではございますが、「令和７年度高崎市国民健康保険事業特別会計決算見込」についての説明とさせていただきます。

今後も国民健康保険事業の健全な運営に努めていきたいと考えておりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

（議長）

はい、説明は終わりました。これより質疑に入りたいと思います。質問並びに意見等がありましたらお願いいたします。

<意見・質問等なし>

よろしいでしょうか。

それでは、質問・意見等がないということでございますので、報告事項①についての、質疑を終結とさせていただきます。

続きまして報告事項②「国民健康保険資格確認書等の交付状況について」です。事務局よりご説明お願いいたします。

（保険年金課長）

報告事項②「国民健康保険資格確認書等の交付状況」についてご説明いたします。元の資料に戻りまして、５ページをご覧ください。国民健康保険の資格確認書などにつきましては、毎年８月に更新を行っており、今年度におきましては７月６日に発送させていただいたところでございます。

「資格確認書等の交付状況」をご覧ください。

この表は、令和７年度と８年度の更新時の実績を比較したものでございます。マイナ保険証の利用登録の有無によって、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を発送しております。表の１段目をご覧ください。「資格確認書」は主にマイナ保険証を保有していない人に発送しており、発送人数が減少した要因としましては、マイナ保険証の登録者数が増加していることが考えられます。

表２段目、３段目をご覧ください。２段目は「資格情報のお知らせ」を発送した人数でございます。３段目の「資格情報のお知らせ交付済」についてですが、「資格情報のお知らせ」は負担区分の見直しが必要となる７０歳以上の前期高齢者を除き有効期限がないため、マイナ保険証を保有している７０歳未満の被保険者で、すでに資格情報のお知らせが交付され、保険資格情報に変更がない方を今回交付の対象外としているものでございます。

令和７年度は従来の保険証が発行されなくなった最初の更新であったため、ほとんどの被保険者に対して「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を発送しました。そのため令和８年度は「資格情報のお知らせ交付済」の人が大幅に増加となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(議長)

説明は終わりました。これより質疑に入りたいと思います。質問並びに意見等がありましたらよろしくお願いいたします。

<意見・質問等なし>

よろしいでしょうか。

それでは報告事項②についての質疑を終結とさせていただきます。

続きまして報告事項③「特定健康診査・特定保健指導受診者等の状況について」、報告事項④「人間ドックの受診者の状況について」、報告事項⑤「保養施設利用助成実績について」、この3点は、関連がございますので一括して事務局から説明をお願いいたします。

(保険年金課長)

それではご説明させていただきます。

まず資料の6ページをご覧ください。

はじめに、報告事項③「特定健康診査・特定保健指導受診者等の状況」についてご説明いたします。資料には数値が確定している令和5年度と令和6年度の受診者の状況について記載しております。本市における受診率でございますが、表に記載のとおり令和6年度の特定健康診査は38.9%でございます。前年度とほぼ横ばいの状況でございました。また、特定保健指導の受診率は20.3%となっており、こちらは1.0ポイントほど上昇しております。

受診率としては、前年から大きな変化はございませんが、群馬県の平均値を下回っておりますので、引き続き受診率向上に向けた対策に努めてまいります。また、特定保健指導に関しましては2年連続で上昇して群馬県の平均を超えた状況です。いずれにいたしましても、より多くの皆様に受診していただけるよう、引き続き周知等を図ってまいりたいと考えております。

続きまして報告事項④「人間ドックの受診者の状況」についてご説明いたします。これは、被保険者が人間ドックを受診する際、その費用の一部助成するものでございまして、30歳以上の加入者を対象として実施しております。助成金額等は表に記載のとおりとなっております。令和7年度の受診状況でございますが、合計件数で昨年度よりも微減となっている状況でございます。これは対象となる被保険者数が減少しているためであり、受診率としては年々上昇傾向となっております。

本事業につきましては、被保険者の健康維持・増進、そして疾病の早期発見に資するため、引き続き受診しやすい環境整備を図ってまいりたいと考えております。

次に報告事項⑤「保養施設利用助成実績」についてご説明いたします。

これは心身のリフレッシュを通じて被保険者の健康増進を図るため、保養施設に宿泊する際に1人1泊につき2,000円を助成していただくものでございまして、ゆうすげ

元湯、はまゆう山荘、相間川温泉、牛伏ドリームセンターの4施設が助成対象施設となっております。

利用実績につきましては、表に記載のとおりでございますが、令和7年度は前年に比べて減少しております。これは被保険者数が減少していることが影響していると考えております。本事業は高崎市独自のものでもありますので、今後も周知等に努めていきたいと考えております。

報告事項③から⑤の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(議長)

説明は終わりました。これより質疑に入ります。質問並びに意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。

(A委員)

報告事項③の特定健康診査に関しまして、質問をさせていただきます。ご説明にありましたとおり、受診率は横ばいではありますが、県全体に比べて低いという状況だと思います。そもそもその受診率の目標の設定について、お伺いしたいと思います。

(保険年金課長)

はい、お答えいたします。令和6年度から令和11年度までを計画とする「高崎市国民健康保険第3期データヘルス計画」で国の目標値と同じ60%に設定しております。

(A委員)

はい、60%を目標に取り組んでいるということですね。

次に、表に令和5年度、6年度の2年分が、表示されていますが、もう少し長い期間で見た場合の受診率の傾向を説明していただいてもよろしいでしょうか。

(保険年金課長)

はい、お答えいたします。ここ6年ほどのスパンで見ますと、令和元年度37%だったものが、コロナ禍の令和2年度に29.8%と一度は落ち込んだものの、令和3年度には35.8%と回復し、その後は令和4年度で37.2%、令和5年度に39.0%ということで、小幅ではありますが、令和5年度までは上昇傾向にあります。以上でございます。

(A委員)

はい。少し長く見ると、上昇してきている傾向ということで、良い傾向ですが、全体の目標や、県全体の受診率に比べると未だ低いわけであります。先ほど、受診率の向上に努めていくという説明がありました。目標達成に向けて、受診勧奨の強化について、どのように取り組まれていくのかをお話しいただけますでしょうか。

(健康課長)

はい、具体的な取り組みといたしましては、対象者への受診券案内送付のほか、従来の電話予約に加え、案内状記載のQRコードからスマートフォン等でLINE予約

ができる仕組みを昨年度より導入しております。また、がん検診と特定健診を同時に受診できる日程を設けるなど、受診しやすい機会の確保に努めているところでございます。以上です。

（Ａ委員）

はい、ありがとうございます。市民の皆様が健診を受診しやすいように、工夫していただいているというお答えでございましたけれど、我々の健康、自分の健康は自分で守るしかないものですから、行政として、お一人お一人の健康や命を守るために、この啓発事業を、しっかりと行っていただきたいというお願いをさせていただきます。以上でございます。

（議長）

はい、ありがとうございました。ほかにご質問ありますか。

（Ｂ委員）

以前、健康保険証をいただいたときは、自動的に１年に１回保険証が送られてきましたが、今マイナンバーカードと紐付けされて、もうすぐ誕生日なんですけど、それまでに、更新しに来てくださいという通知がきています。５年に１回手続きに行かなくてはいけないのが、ちょっと不便になってしまったのではないかなと思います。

（保険年金課長）

マイナンバーカードの電子証明の有効期限が５年となっていることから、保険証の機能をマイナンバーカードにした場合、電子証明の機能を更新しないとマイナ保険証も更新されないため、そういった案内がされているのだと思います。マイナンバーカードの制度として、電子証明の有効期限が５年間という決まりがあります。今おっしゃったように、ご不便はお掛けすると思いますが、その代わりとして、セキュリティを強化して、不正利用を防ぐことになるので、５年に１回、更新をお願いするという制度でございます。以上です。

（Ｂ委員）

はい、ありがとうございます。

（議長）

よろしいですか、Ｂ委員。

（Ｂ委員）

はい。でも、今までは手続きに行かなくても自動的に送られてきて使えたものが、今度更新に行かなくてはいけなくなったのは、使う側としては少し不便だなと思います。

（議長）

わざわざ手続きに行かなくてはいけなくなってしまうますが、パスワードをきちんと覚えていれば、電子証明の更新の手続きはすぐに終わると思いますよ。手間はかかってしまいますが。

(B 委員)

はい、ありがとうございます。

(議長)

他にご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

<意見・質問等なし>

続きまして、次第の6「その他」でございます。

会議全体につきまして、何かご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

<意見・質問等なし>

ないようですので、これにて本日の案件をすべて終了といたします。皆様のご協力により滞りなく終了することができました。ご協力ありがとうございました。